

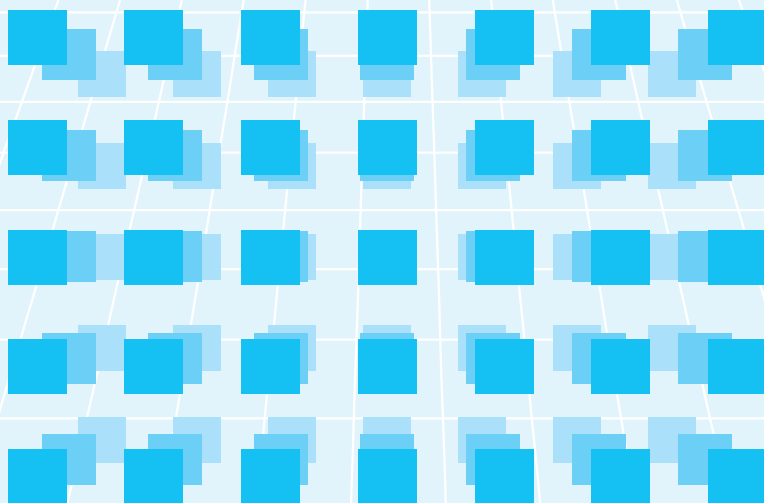


神奈川県  
かながわ女性センター

KANAGAWA

# かながわの女性と男性のデータブック

—男女共同参画の視点から—



2006年3月

## はじめに

かながわ女性センターは昭和57年11月の設立以来、地域の活動拠点として、女性が自立し男女が互いを尊重しつつ、その個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現のために様々な取り組みを行ってまいりました。この間、男女雇用機会均等法をはじめとする各種の法制度の整備が進み、更に平成11年6月には男女共同参画社会基本法が制定され、本県におきましても、平成14年4月に神奈川県男女共同参画推進条例、平成15年6月にかながわ男女共同参画推進プランを策定し、その推進に努めているところでございます。

しかしながら、少子高齢化の進展や、経済活動の成熟化等により社会が急激に変化する中で、未だに性別による固定的な役割分業や、女性の意思決定過程への参画が低いことなど男女にかかる構造的な問題があいかわらず存在しております。

そこで、このたび、男女共同参画をより一層進めるための一助となるよう、「かながわの女性と男性のデータブックー男女共同参画の視点からー」を作成いたしました。本冊子では、人口・世帯、労働、生活時間、教育、福祉・保健、意思決定の6項目について、統計の面から、本県の女性と男性の状況を比較し、また全国と併せて比較することによって、社会の変化を捉え、女性と男性の状況を数量的に分析いたしました。本冊子が、男女共同参画に取り組む際の資料として有効に活用されますよう希望いたします。

最後に、本冊子作成にあたりましてご協力いただいた、法政大学経済学部 伊藤陽一教授、国立女性教育会館 中野洋恵研究国際室長、高橋由紀研究員、ならびに各統計の主管課に感謝申し上げます。

2006年3月

神奈川県立かながわ女性センター  
館長 石川 菊二

## も・く・じ

<b>序章</b>	地方における男女共同参画に関する統計作成の意義について……………	2
<b>1章</b>	人口・世帯……………	3
<b>2章</b>	労働……………	12
<b>3章</b>	生活時間……………	19
<b>4章</b>	教育……………	22
<b>5章</b>	福祉・保健……………	25
<b>6章</b>	意思決定……………	30

## 凡例について

### 1 統計表、統計図の題名

表題中に「全国・神奈川県」など特に表記していない場合は、「神奈川県のみ」のデータである。表や図には、統計表の対象となった年次を（ ）内に示しているが、推移をとった統計図表は、その間隔にかかわらず（1960－2004年）のように表記している。

### 2 注と出所

各図表の下には、「注」と「出所」を掲載しているが、「注」には引用した統計図表に示されている重要な「注」のみなので、詳細は「出所」または「原出所」を参照していただきたい。

### 3 簡略化

「出所」と「原出所」の統計書名は、例えば、総務省統計局「平成12年 国勢調査報告」→「国勢調査」のように簡略化している。

## 序章 地方における男女共同参画に関する統計作成の意義について

「かながわの女性と男性のデータブックー男女共同参画の視点からー」を作成した目的は、様々な場面における女性と男性の状況について、すでに公表されている統計データによって数量的に把握することにあった。また、県内の男女共同参画の現状を知ろうとする人のために、基礎的な資料を提供することにあった。

女性と男性のおかれている状況や関係性を、統計によって把握・分析し、男女共同参画推進のための目標設定や進捗度の監視に統計を使う分野に「ジェンダー統計 (gender statistics)」「男女共同参画統計」というものがある。統計データが収集される際に、男女別にデータが集められているか、データが公開される際に表示の仕方が男女別に見やすく表示されているか、データの分析に男女共同参画の視点があるかなど、既存の統計を分析することにとどまらず、統計のあり方そのものも男女共同参画の視点から検討する。

国連が開催する世界女性会議の中でその必要性和重要性が提唱され、特に1995年の第4回世界女性会議で「北京行動綱領」の中に男女共同参画の視点から統計を収集する必要性が明記され、国際的な認識が高まった。それを受けて、各国で統計を整備する動きが進んでいるが、日本でも2003年に政府統計機関が男女共同参画に関する統計の整備を課題として取り上げ、2005年12月に策定された「男女共同参画基本計画 (第2次)」の中には、「あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料として重要な、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行うことが必要である」と書かれるなど、その必要性が認識され始めている。

男女共同参画に関する統計の考え方や手法を取り入れて既存の統計を分析した時に、新たにみえてくるのは、たとえば家事のような賃金を伴わない労働 (無償労働) の多くを女性が担っているということである。また、女性に対する家庭内での暴力があることも、数値として把握されるようになって初めて社会的な問題であることが認識された。これまでは見過ごされていた問題・課題が、男女別の数字として適切に分析され、示されることによって明らかになる、これが男女共同参画に関する統計の重要な役割である。

戦後に法や制度の整備が進み、権利や機会の男女平等は進んだが、男女間の賃金格差の大きさ、経済や政治などの意思決定場面への女性の進出度の低さ、男性の長時間労働と家庭生活への参加度合いの低さなど、男女共同参画に関わる課題はまだ存在している。その是正に向けた政策が必要とされる今、地方自治体において男女共同参画に関わる課題を明確にするためのデータ集を作成することには意義があると考えられる。地域における女性と男性の実態を明らかにすることが、地域の実情により適合した施策につながると思うからである。

既存の統計データの整備状況を検討することも本書の目的だったため、使用した統計データは国および県がすでに公表しているものに限った。本書のために新たに統計調査を実施したり、公表されていないデータを所管課から提供してもらいオリジナル・データを生産することは行わなかった。

作業手順として、まず国内における女性と男性の状況を分析し、その中から重要だと思われる「人口・世帯」、「労働」、「生活時間」、「教育」、「福祉・保健」、「意思決定」の6分野を取り上げることにした。次に、分野ごとに神奈川県的女性と男性の状況を明示するような統計データを探し、女性と男性の状況を明確に示すにはどのような図表を作成するのが適切かを検討した。また、神奈川県の特徴を明らかにするため、全国および県内市町村の統計データも併せて掲載することにした。同種の調査を国レベルでも県レベルでも行っている場合は、比較するために全国調査の統計を優先した。しかしながら、たとえば「労働力調査」を使用して県内の世帯ごとに、配偶者の関係別に、労働力の状況を把握したくともデータがない (夫婦とも常勤か、夫が常勤で妻がパートか等が把握できない) というように、国レベルの統計を使って県内の状況を詳細に捉えようとすると不十分な場合もあった。

神奈川の女性と男性についてより詳細に把握するためには、全分野に市町村レベルの統計データを掲載する必要があったが、特に市町村別の特徴が表れていると考えられる「年齢階級3区分別人口」、「昼夜間人口の推移」及び「産業別就業者割合」に限って掲載している。

選定する分野や取り上げた統計データについては、国立女性教育会館のプロジェクト・チームが作成した『男女共同参画データブック 日本女性と男性2003』(ぎょうせい刊) を参考としながら本書を作成した。